

関係部(局)各課の長 様
発注機関の長 様
会計センター所長 様

契約・検査課長

新型コロナウイルス感染下における検査等の体制について(通知)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症に移行され、本県で圏域ごとに発出する感染警戒レベルが廃止されることに伴い、下記により検査体制に係る通知を廃止し、通常体制に移行することとしました。

なお、本通知については建設関連団体へも別途送付します。

記

1 廃止する通知

「新型コロナウイルス感染下における検査等の体制について」
(令和 4 年 11 月 2 日付け 4 契検第 102-1 号 最終改正)

2 廃止日 令和 5 年 5 月 8 日

3 廃止日以後の検査等の体制について

(1) 継続する取組み(廃止する通知中の取組みのうち今後も継続実施)

検査時間短縮等効率的な検査のため、関係者による準備、環境が整う工事等については、次の取組みを積極的に取り入れる。

- ① 事前検査(検査員が検査等の開始前に準備が整った書類等を確認)
- ② Web 会議の利用

(2) 指導監査における書面方式、対面方式の選択

感染防止対策のため令和 2 年以降原則として書面方式を実施してきたところ、受発注者から、拘束時間短縮により業務効率化につながるという意見のほか、対面による実施を望む意見もあることから、「指導監査における選択制(書面方式・対面方式)の拡大試行について(通知)」(令和元年 10 月 23 日付け元契検第 79 号)を次のとおり見直す。

○指導監査を実施する全ての工事について、受発注者及び監査員間の協議により、実施方法を書面方式、対面方式から選択できる。

契約・検査課 (課長)坂口 一俊 (担当)工事検査総括担当 有賀 寛 下請・談合調査担当 中村 正彦 防災行政無線 8-231-3859 電話(直通) 026-235-7360 FAX 026-235-7472 Email: keiyaku-kensa@pref.nagano.lg.jp

新型コロナウイルス感染下における検査等の体制について

令和2年9月9日
 令和3年10月7日 改正
 令和4年5月11日 改正
 令和4年11月2日 改正

契約・検査課

建設工事等に係る検査等については、給付完了の確認及び成果物の品質確保のために適正な実施が求められるが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、その実施において、出来る限りのリスク回避が必要である。

そのため、検査等の実施について次のとおり対応することとする。

○検査等の実施区分表

検査等 レベル※1	しゅん工検査 (中間検査、事前確認を含む)	完了検査 (中間検査を含む)	抜き打ち検査	指導監査	元請・下請関係適正化調査
小康期	通常どおり (状況に応じた感染防止対策を講じる)				
レベル3 (注意)	実施 (留意①)	実施 (留意②)	実施 (留意③)	実施 (留意④)	実施 (留意④)
レベル4 (警戒)	実施 (留意①)	実施 (留意②)	取りやめ※2	実施 (留意④)	実施 (留意④)
レベル5 (最大警戒)	実施 (留意①)	実施 (留意②)	取りやめ※2	実施 (留意④)	実施 (留意④)
レベル6 (危険) (まん延防止等重点措置公示、緊急事態宣言発出等)	実施 (留意①)	実施 (留意②)	取りやめ※2	取りやめ※2	取りやめ※2
上記に係わらず、関係者が罹患	実施 (留意⑤)	実施 (留意⑥)	取りやめ※2	取りやめ※2	取りやめ※2

※1 ・長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例に基づき県から発出される感染警戒レベル
 ・上表は、当該レベルが発出された区域（圏域、市町村等）内に、会計センターまたは検査等の会場が存在する場合に適用する。

※2 ・上表のレベル未満になった時点で、関係者協議の上、検査等を実施できる。

① しゅん工検査実施上の留意点

ア) 対面する機会や対面する時間の減

- ・書類検査では、対面する人数を減らすためにWeb形式の利用を検討する。
 - ・書類の一部については、事前検査*を行うことを原則とする。
- (*）事前に検査員のみで書類検査を行うこと。

イ) 対面する際の感染防止対策（現場検査を含む）（例示）

- ・健康状態の把握、検温、検査前後のアルコール消毒*、ついたての設置*、マスク・メガネ・フェイスガード等の着用
- (*）検査会場のアルコール消毒、ついたての設置は発注者側で準備する。

② 完了検査実施上の留意点

- ・ Web形式の利用を原則とする。Web形式の環境が整わない場合は、対面方式とする。その際は①に準ずることとする。

③ 抜き打ち検査実施上の留意点

- ・ 対面する際の感染防止対策（現場事務所等検査）（例示）
健康状態の把握、検温、検査前後のアルコール消毒、マスク・メガネ・フェイスガード等の着用

④ 指導監査及び元請・下請関係適正化調査 実施上の留意点

- ・ 書面方式（受注者と対面せず、検査員（監査員又は調査員）が情報共有システムの利用または発注機関から受け渡される書類により、監査又は調査する方式）を原則とする。
- ・ 検査員（監査員又は調査員）は、監査又は調査中に監督員の立ち会いを求めず、監督員との必要なやりとりはメール、電話等を基本とし、書類の受け渡しや説明等の対面は最小限とする。

⑤ 関係者が罹患した場合のしゅん工検査実施上の留意点

ア) 検査員、発注者、受注者ともに代替者*による検査が可能な場合

①に基づき実施

- (*)代替者： ・検査員等 当該会計センター内若しくは、他会計センターの検査員又は、応援職員
・受注者 工事等の説明可能な社員
・発注者 発注機関の長が指名した職員

- イ) 検査期限内にしゅん工検査を実施することができないときは、発注者は受注者にしゅん工届の取り下げを依頼するとともに、工事の一時中止や工期延長等を検討する。
(令和2年3月2日付け元建政技第410号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈」等について」参照)

⑥ 関係者が罹患した場合の完了検査実施上の留意点

ア) 検査員、発注者、受注者ともに代替者による検査が可能な場合

②に基づき実施

- イ) 検査期限内に完了検査を実施することができないときは、発注者は受注者に完了届の取り下げを依頼するとともに、業務の一時中止や履行期間延長等を検討する。
(令和2年3月2日付け元建政技第410号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈」等について」参照)

なお、しゅん工検査・完了検査については、所定の期間内に検査結果通知を行う必要があるため、次のとおり余裕を持った日程調整に留意願います。

- ・ しゅん工検査・完了検査を工期内・履行期間内に設定する。
- ・ しゅん工検査・完了検査の日程を各月の初旬から中旬に設定するよう配慮する。（検査日程が下旬に集中する傾向があるため）
- ・ 年度末間際のしゅん工検査・完了検査はできる限り避ける。
(令和3年3月11日付け2契検第118号「建設工事等に係るしゅん工（完了）検査時期の改善について」参照)